

(介護予防) 認知症対応型通所介護
デイサービスぴっぴ事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社P i – P i が開設するデイサービスぴっぴ事業所（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）又はホームヘルパー養成研修の修了者（以下「介護職員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員は要介護者等の個々の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能訓練を通じて、心身機能の維持回復を図るための支援を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス ぴっぴ
- (2) 所在地 静岡市駿河区曲金 6 丁目 1-10-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員
介護福祉士 2人以上（常勤兼務）
ホームヘルパー養成研修 2級課程修了者 1人以上（常勤兼務）
生活相談員は事業所に対する認知症対応型通所介護の利用申込みに対する調整、介護職員に対する技術指導、（介護予防）認知症対応型通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員 看護師 3人以上（非常勤職員）
看護職員は認知症対応型通所介護を提供する。
- (4) 機能訓練指導員 3人以上（看護職員と兼務）
- (5) 介護職員 1人以上 社会福祉主事任用資格 1人以上（非常勤職員・専従）
介護職員は認知症対応型通所介護を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする

(認知症対応型通所介護の内容及び利用料等)

第6条

- (1) 認知症対応型通所介護の内容及び利用料等は、次の通りとする。
認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護が、法定代理受領サービスであるときはその割合の額とする。
- (2) ①当事業者の認知症対応型通所介護の提供（介護保険適用部分）に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険負担割合証の割合となる。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となる。利用料金は介護保険制度改革のより変動するため改正の都度説明する。

② その他の費用（保険適用外自己負担）

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、食費、おむつ代・延長料金等その他日常生活において通常必要とされる費用は、あなたの負担となる。

項目	費用
食 費	500円（昼食） 600円（夕食）
おやつ、飲み物代	100円
	50円
お む つ 代	紙パンツ・開きおむつ=1枚150円、尿とりパット=20円
そ の 他	洗濯=50円/回、吸引チューブ=50円/本 ドレッシングテープ=100円/10cm ちぎり絵（参加者のみ材料費）=800～1000円 延長1時間1500円

(3) サービス内容

食 事	利用者の身体状況に応じた食事を提供します。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により、利用者の身体状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
入 浴	入浴または清拭を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

相談及び援助	利用者とその家族からの相談に応じます。
--------	---------------------

- (4) 利用定員は、1単位目11人、2単位目1人とする。
- (5) サービス提供時間
 - (7時間～8時間) 午前9時00分から午後4時15分
 - (8時間～9時間) 午前9時00分から午後5時15分
- (6) 「延長」有とする。
- (7) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

- 第7条 緊急時等における対応方法は次のとおりとする。
- 看護職員、介護職員は認知症対応型通所介護を実施中に利用者の病状の急変、その他事故等の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に家族・担当ケアマネージャー、市町村等に連絡し、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を準ずるものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は静岡市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 第1条事業所は、看護職員・介護職員等の質的向上を図るため、事業所内での勉強会及び静岡市社会福祉協議会等の主催する外部研修に参加させる。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害対策は次のとおりとする。
- 事業所は災害を未然に防ぐとともに、火災、地震その他の災害から利用者及び従業者等の安全と被害の軽減を図るため、防災委員会を設置し、防火、地震防災に関する消火避難及び避難誘導の訓練を年2回行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 11 条 その他運営に関する重要事項については次のとおりとする。

(1) 個人情報の取扱い

事業所は個人情報を取扱う場合、目的を明らかにし、必要かつ同意を得た範囲においてのみ行う。安全に管理し、第三者に提供、開示する場合は、情報提供者の同意を得た範囲とし、厳正な管理のもとで処理を行うものとする。

(2) 身体的拘束排除のための取り組みに関する理念・方針について

事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限しない。なお、緊急やむを得ない場合は、同意書により同意を得るものとする。

(3) 損害賠償

サービスの提供により事故が発生し、利用者に損害が発生した場合は速やかに利用者の損害を賠償する。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 P i – P i と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 15 日から施行する。

一部改正 平成 20 年 4 月 1 日

一部改正 平成 21 年 4 月 1 日

一部改正 平成 23 年 8 月 1 日

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

一部改正 平成 26 年 4 月 1 日

一部改正 平成 27 年 4 月 1 日

一部改正 令和 6 年 5 月 30 日

一部改正 令和 7 年 10 月 6 日